

奈良県立民俗博物館の収蔵及び展示方法並びに改修計画検討業務（質問と回答）

質問日	質問	回答
2024/6/11	<p>【入札参加資格について】                      公告の2参加資格（15）イ）※1                      ・博物館分類において公開承認施設も該当しますか。</p> <p>・指定品とは重要文化財以外に県、市、町指定品も該当しますか。</p>	<p>・公開承認施設として承認を受けている施設は、博物館法第2条第1項に規定する登録博物館、博物館法第31条第1項に規定する博物館相当施設及び、博物館類似施設のいずれかに該当すると考えますが、提出された業務受注実績を確認して、個別に判断します。</p> <p>・該当します。</p>
2024/6/13	<p>・過年度の成果物「奈良県立民俗博物館のあり方検討業務委託最終報告書（平成30年3月）」について、ご提案前の企画段階で拝見させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>・現地説明会にて閲覧いただけるようご用意します。また、入札参加検討のため報告書（本編）の写しの交付を希望される場合は、募集要領に記載の当課メールアドレスにご連絡ください。</p>
2024/6/21	<p>・資料保存環境として最低限必要と考えておられる設備や水準等をご教示ください。</p> <p>・技術者は自社と直接雇用をしている者に限るという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・民俗資料の保存環境という趣旨では、多種多様な資料を保管していることから、一概に最低限必要な環境を示すことができないため、詳細については本業務の中で検討いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>なお、老朽化しているエレベーターや空調設備等の施設整備については、なんらかの対応の必要があると考えています。</p> <p>・質問の「技術者」を「公告 2参加資格（16）」及び「募集要項 3参加資格（16）」に記載の「担当者」と解釈して回答します。</p> <p>「担当者」は、業務の期間中に配置を求めるものであるため、直接雇用に限ります。</p> <p>なお、業務の一部を再委託する場合、適当と認められる場合は発注者の承認をもって可能ですが、再委託先の技術者をもって参加資格の「担当者」に変えることは出来ません。</p>